

議案第 1 5 4 号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																										
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場</td> <td>さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 5 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 5 番地	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場</td> <td>さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 8 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 8 番地 1	[略]											
名称	位置																										
[略]																											
さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 5 番地																										
[略]																											
名称	位置																										
[略]																											
さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	さいたま市大宮区桜木 町 1 丁目 1 8 8 番地 1																										
[略]																											
別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">駐車場名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場 さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場</td> <td>午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐車場名	利用時間	[略]	終日	[略]		さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場 さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで	[略]		[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">駐車場名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場</td> <td>午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐車場名	利用時間	[略]	終日	さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場		[略]		さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場	午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで	[略]		[略]	
駐車場名	利用時間																										
[略]	終日																										
[略]																											
さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場 さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場	午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで																										
[略]																											
[略]																											
駐車場名	利用時間																										
[略]	終日																										
さいたま市営大宮駅 西口自転車駐車場																											
[略]																											
さいたま市営大宮駅 西口桜木町自転車駐 車場	午前 4 時から翌日の午 前 1 時 4 5 分まで																										
[略]																											
[略]																											
別表第 3（第 8 条、第 1 6 条関係）	別表第 3（第 8 条、第 1 6 条関係）																										

駐車場名	利用車種	利用料金						
		一時利用 (1日1回)	1月利用		3月利用		6月利用	
			一般	学生	一般	学生	一般	学生
[略]								
[略]	自転車	120円	2	1	6	4	2	9
			,	,	,	,	,	,
			4	8	6	9	4	3
			4	3	0	5	0	6
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
[略]	原動機付自転車	180円	3	2	9	7	8	4
			,	,	,	,	,	,
			6	7	8	4	6	0
			6	5	9	2	0	0
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
[略]								
さいたま市 営大宮駅東 口錦町自転車駐車場	自転車	120円	2	1	6	4	2	9
さいたま市 営大宮駅西 口桜木町自転車駐車場			,	,	,	,	,	,
さいたま市 営土呂駅西 口自転車駐車場			4	8	6	9	4	3
			4	3	0	5	0	6
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
[略]								

備考

1～3 [略]

4 この表において「自動二輪車」とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。

5 [略]

駐車場名	利用車種	利用料金						
		一時利用 (1日1回)	1月利用		3月利用		6月利用	
			一般	学生	一般	学生	一般	学生
[略]								
[略]	自転車	120円	2	1	6	4	2	9
			,	,	,	,	,	,
さいたま市 営大宮駅東 口錦町自転車駐車場			4	8	6	9	4	3
さいたま市 営大宮駅西 口桜木町自転車駐車場			4	3	0	5	0	6
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
[略]	原動機付自転車	180円	3	2	9	7	8	4
			,	,	,	,	,	,
さいたま市 営土呂駅西 口自転車駐車場			6	7	8	4	6	0
			6	5	9	2	0	0
			0	0	0	0	0	0
			円	円	円	円	円	円
[略]								

備考

1～3 [略]

4 この表において「自動二輪車」とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以上のものをいう。

5 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正は、公布の日から施行する。